

議案第4号

長与町防災会議条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

近年の多様化する災害発生状況を勘案し、専門的知見を有する有識者を防災会議委員として構成することにより、町の防災体制の更なる強化を図るもの。

長与町防災会議条例の一部を改正する条例

長与町防災会議条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項に次の1号を加える。

(10) 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で町長が必要と認める者

第3条第6項中「20人以内」を「24人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。